

逗子市市民参加条例（案）及び同条例施行規則の改正（案）

に関する意見を募集しています。

逗子市では、市民の意見を踏まえた市政の運営を目指して、平成17年に市民参加条例及び同条例施行規則を制定しました。今年度で、条例施行から9年目を迎えた同条例及び同条例施行規則について、市の施策の推進状況や時代背景を鑑みて、より効率的な行政活動の推進と効果的な市民の参加を促すために、条例及び施行規則の一部を改正します。

◆募集期間

平成26年8月8日（金）から平成26年9月8日（月）まで（必着）

◆閲覧場所

市民交流センター、情報公開課、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、青少年会館、小坪公民館、沼間公民館、図書館

＊市ホームページでも閲覧できます。

◆意見提出方法

任意の様式に住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・Eメール（添付ファイル不可）、郵送等で、又は直接市民協働課へ提出してください。

◆その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

逗子市 市民協働部 市民協働課（市民交流センター内）

〒249-0006 逗子市逗子4-2-11

TEL：046-873-1111（内線7824） FAX：046-872-3003

E-mail：siminkyoudou@city.zushi.kanagawa.jp

◆今回の主な改正点

1. 市民参加の対象を広げます。(条例第7条関係)

- (1) これまで、「主に市民が使用する公共施設」を市民参加の対象としていましたが、改正後は、「市の施設の建築」を市民参加の対象とします。
- (2) 行政手続法又は逗子市行政手続条例の規定に基づく審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃を市民参加の対象とします。
→これに該当する対象事項は、実施する市民参加の方法として、パブリックコメントのみ必須としています。

2. 市民参加の方法を追加します。(条例第8条関係)

- (1) 懇話会
構成員に公募の市民（本紙に住所を有する者に限る）が含まれているものをいいます（法律又は条例に規定された審議会等を除く）。
- (2) 市民会議
市の執行機関が設置し、本市に住所を有する市民が、対象事項に関する議論を行う機会をいいます。
- (3) 意向調査
対象事項に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいいます。

3. 審議会等及び懇話会等の公募市民の割合を明確にします。(条例第10条関係)

- (1) 市の執行機関は、審議会等及び懇話会等を設置しようとする場合は、公募の市民を加えるものとし、この場合には、公募により選考された者の割合は、全体の5分の1以上とします。

4. 苦情、意見等を申し出ることができるようになります。(条例第12条関係)

- (1) 市民のみなさんが、市の市民参加の手法について、苦情、意見等がある場合に、市長に申し出ができるようになります。
- (2) 申し出があった苦情、意見等は、市長から審査会に報告し、審査会は、これに対して、意見、勧告等を市長に提出することができます。

5. 市民参加制度審査会の委員数を変更します。(条例第13条関係)

- (1) これまで5人以内で構成していた審査会委員を1人増員して、6名とします。これにより、逗子市住民投票条例第4条第4項で定められている、市長自らの住民投票発議に関して、市民参加制度審査会での住民投票の適否に係る議決をするにあたり、4名以上の承認が必要になります（住民投票条例では、3分の2以上とされているため、現行では3名以上となっています）。

6. 対象の市民を限定しています。

市民参加条例では、「市民」の定義をしていませんが、「市民」という言葉が使われている部分について、広義の市民と狭義の市民にすみ分けを行っています。

(1) 広義の市民（市内に住所を有する者に加え、在勤・在学する個人や市内に事務所・事業所を有する法人等として広く捉えています）。

(2) 狭義の市民（本市に住所を有する市民）

※詳細については、別紙資料「市民参加条例改正案の新旧対象表」をご覧ください。